

令和6年度

第6回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和6年9月10日

湯沢市農業委員会

第6回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和6年9月10日（火）午前9時30分

場所 湯沢市役所会議室25・26

開会 午前9時35分

閉会 午前10時14分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福嶋 富子	11番	麻生 良子
2番	佐々木 昇	12番	沓澤 弥
3番	伊藤 秀郎	13番	加藤 エリ子
4番	川崎 秀悦	14番	佐藤 栄子
5番	水戸 義昭	15番	高橋 郁夫
6番	姉崎 与志弘	16番	高橋 忠雄
7番	佐藤 昇	17番	宮原 正明
8番	加藤 艶子	18番	高橋 敬悦（会長職務代理者）
9番	由利 幸悦	19番	高橋 伸太郎（会長）
10番	瀬川 等		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席
(午前9時35分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	新山 栄泰
班 長	高山 善樹
主 幹	柴田 麻紀
主 査	小松 幹

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約通知

(2) 使用貸借契約合意解約通知

(3) 申請許可状況

3 議 案

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第27号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について

議案第28号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長	議 事 開会宣言 午前 9 時 35 分 委員総数 19 名中、ただいまの出席委員は 19 名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。 次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、11 番 麻生 良子 委員、13 番 加藤 エリ子 委員の両名を指名いたします。 次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	それでは、本日一日限りと決定いたします。 本日の議題は、会務報告のほか報告 1 件、議案 4 件であります。 議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。 なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。 それでは、会務報告の説明をお願いいたします。
議 長	(新山事務局長、挙手) 新山事務局長。 (会務報告、朗読説明)
議 長	会務報告の内容について、ご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。

議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書 2 ページから 6 ページをご覧ください。 1 賃貸借契約合意解約通知は62件で、面積は232,666.14㎡であります。 解約事由は、第三者へ所有権移転するためが1件、契約内容を変更するため が7件、第三者へ利用権設定するためが22件、転借人の都合によるもの が16件、借人の都合によるものが16件であります。 次に、議案書 7 ページをご覧ください。 2 使用貸借契約合意解約通知は5件で、面積は8,397.12㎡であります。 解約事由は、借人の都合によるものが2件、契約内容を変更するためが1 件、第三者へ利用権設定するためが2件であります。 3 申請許可状況であります。先月の転用案件は1件で、5条賃貸借 権設定 申請番号 第3号 は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要 がなかったことから、8月15日付けで許可しております。報告は以上です。
議 長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、ご了承願います。 次に議事に入らせていただきます。 議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし ます。案件について事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要 す。令和6年9月10日提出。説明は以上です。
議 長	ここで、議案書 9 ページの 3 条使用貸借権設定 申請番号 第5号は、3 番 伊藤 秀郎 委員 に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限によ り、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連 議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは、3条使用貸借権設定 申請番号 第5号を審議しますので、3 番 伊藤 秀郎 委員の退席をお願いいたします。

	(3番 伊藤 秀郎 委員、退席)	(午前9時41分)
議 長	事務局より説明をお願いします。	
	(高山班長、挙手)	
議 長	高山班長。	
高山班長	議案書9ページをご覧ください。3条使用貸借権設定 申請番号 第5号は、面積が12,200㎡で、申請事由は、農地中間管理機構が行う農地売買等支援事業に伴う使用収益権設定のためであります。説明は以上です。	
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。	
	(質問なしの声あり)	
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。	
	(全員挙手)	
議 長	全員挙手。3条使用貸借権設定 申請番号 第5号 について、申請のとおり許可することといたします。	
	退席者の着席をお願いいたします。	
	(3番 伊藤 秀郎 委員、着席)	(午前9時42分)
議 長	次に、議案第26号 議事参与制限以外の案件について、事務局より説明をお願いします。	
	(高山班長、挙手)	
議 長	高山班長。	
高山班長	議案書9ページをご覧ください。議事参与制限以外の3条使用貸借権設定は1件で、面積は1,727㎡であります。申請事由は、申請番号第4号は農業者年金受給継続のための再設定であります。	
	次に、議案書10ページから12ページをご覧ください。3条所有権移転は10件で、面積は11,145㎡であります。申請事由は、申請番号第23号、31号は農業廃止のため、第24号、25号、26号は相手方の要望のため、第27号、30号は小作地解放のため、第28号は生前一括贈与、第29号、32号は経営縮	

		小のためとなっております。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。
議	長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)
議	長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。議案第26号 議事参与制限以外の「農地法3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに決定いたします。 次に、議案第27号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。 (高山班長、挙手)
議	長	高山班長。
高山班長		議案第27号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)、以降「旧農業経営基盤強化促進法」と略して説明させていただきます、第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和6年9月10日提出。 議案書14ページから15ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 利用権設定は賃貸借権が6件で、面積は33,255㎡であります。新規の設定が5件で、申請事由は、整理番号第86号から90号まで、すべて経営縮小のためであります。再設定が1件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。 議案書16ページから17ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 所有権移転は5件で、面積は26,774㎡であります。申請事由は、整理番号第13号、14号、16号、17号は経営縮小のため、第15号は小作地解放のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議	長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。

		(質問なしの声あり)
議 長		質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議 長		全員挙手。議案第27号の利用集積計画について、計画のとおり決定することといたします。 次に、議案第28号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議 長		(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長		議案第28号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和6年9月10日提出。説明は以上です。
議 長		ここで、議案書19ページから39ページまでの促進計画整理番号（転貸人へ）第93号から第173号 及び 促進計画整理番号（転借人へ）整理番号 第175号は、18番 高橋 敬悦 委員 に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは、促進計画整理番号（転貸人へ）第93号から第173号 及び 促進計画整理番号（転借人へ）整理番号 第175号 を審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員の退席をお願いいたします。
		(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午前9時48分)
議 長		事務局より説明をお願いします。
議 長		(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長		議案書19ページから39ページをご覧ください。 促進計画整理番号（転貸人へ）第93号から第173号 の促進計画案は、使

		用貸借権の設定が81件で、面積が410,855.22㎡、申請事由は、杉沢新所地区基盤整備事業に伴うものであります。促進計画整理番号（転借人へ）第175号の促進計画案についても、杉沢新所地区基盤整備事業に伴う借り受けであります。県の公告は令和6年10月29日となっております。説明は以上です。
議	長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
議	長	暫時休憩します。（午前9時49分）
議	長	再開します。（午前10時02分）
議	長	何かご質問はありませんか。 （質問なしの声あり）
議	長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	全員挙手。促進計画整理番号（転貸人へ）第93号から第173号及び促進計画整理番号（転借人へ）第175号について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。 退席者の着席をお願いいたします。 （18番 高橋 敬悦 委員、着席） （午前10時03分）
議	長	次に、議案第28号 議事参与制限以外の促進計画案について、事務局より説明をお願いします。
議	長	（高山班長、挙手） 高山班長。
高山班長		議案書39ページをご覧ください。議事参与制限以外の促進計画案（転貸人へ）は、賃貸借権の設定が1件で、面積は19,715㎡であります。申請事由は経営縮小のためとなっております。促進計画案（転借人へ）は1件で、経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。県の公告は令和6年10月29日となっております。説明は以上です。

議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり) 質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員挙手。議案第28号 議事参与制限以外の促進計画案について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。 次に、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。 (高山班長、挙手)
議長	高山班長
高山班長	議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和6年9月10日提出。 初めに、5条 賃貸借権設定 申請番号第4号について説明させていただきます。議案書41ページ、議案付属資料14ページから22ページをご覧ください。 申請地は、湯沢市■■■■■■■■■■、地目は田、面積は■■■■m²であります。 申請内容は、申請地を借り受けて骨材の陸砂利（原石）を採取するための一時転用であります。申請地は、湯沢駅から■■■■へ約■■■■km、市立湯沢西小学校から■■■■へ約■■■■kmに位置しており、東側及び西側は水路、南側は道路、北側は田に隣接しており、農地区分は農用地区域内農地であります。 事業計画は、深さ■■■■m、■■■■m²を掘削し、陸砂利■■■■m³を採取するものです。 事業費は、用地借上経費■■■■円、造成・整地費■■■■円、施設・建物建設経費■■■■円、測量・登記経費■■■■円、その他搬入経費■■■■円、合計■■■■円で、資金計画は全額自己資金となっております。 被害防除計画については、掘削する土地の周りに高さ1.6mの防護柵を設

けて事故がないよう努めるとともに、採取した砂利の運搬によって発生する粉じんを抑えるために適度な散水を行うこととしております。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理し、復元工事は期間内に行うこととしており、復元資金についても自己資金となっております。

この他、建設課に採取計画認可申請を行い、認可される見込みであります。また、申請地については、耕作者からの一時転用の同意と、一部で農地中間管理事業を利用していることから、秋田県農業公社からの一時転用の同意を得ております。

参考として、令和■年■月■日付け【指令湯農委-■】で許可している陸砂利採取のための一時転用については、砂利採取が完了し農地への復元工事を9月末までに完了する予定であるとのことであり、令和■年■月■日付け【指令湯農委-■】で許可している資材置場設置のための転用、令和■年■月■日付け【指令湯農委-■】で許可している陸砂利採取のための一時転用についても、事業開始3ヶ月後に報告書が提出されており、特に問題なく事業が進んでいることを確認しております。

許可判断として、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、不許可の例外である農地法施行令第11条第1項第1号に該当するものと考えます。

次に、5条所有権移転 申請番号第6号について説明させていただきます。

議案書42ページ、議案付属資料23ページから29ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市■、地目は畑、面積は■㎡であります。

申請内容は、現在、世帯で5台の車両を所有しているが、自宅敷地が手狭であり一部駐車場を賃借している状況であるため、自宅に隣接する申請地を取得し駐車場等を整備するための転用であります。申請地は、湯沢市役所から■へ約■km、湯沢駅から■へ約■kmに位置し、東側は道路、西側は宅地、南・北側は畑に隣接しております。

農地区分は、都市計画区域・第1種住居地域であることから第3種農地であると判断しました。

事業計画は、駐車場及び自転車置場等■㎡を整備するものです。事業費は、用地取得費■円、造成・整地経費■円、施設・建物建設経費■円、測量・登記経費■円、搬入費等諸経費■円、計■円で、資金計画は全額自己資金となっており、通帳の写しで確認しております。

被害防除計画については、周辺の農地及び隣接地に大きな支障を及ぼす可能性がないことから特に防除措置は行わず、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。

許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はな

		く一般基準を満たしていると考えます。 次に、5条所有権移転 申請番号第7号について説明させていただきます。 議案書42ページ、議案付属資料30ページから39ページをご覧ください。 申請地は、湯沢市■■■■■、地目は畑、面積は■■■m²であります。 申請内容は、現在市外でアパート暮らしのため、出身地である湯沢市内で小学校に近く住環境が良好な地域にある申請地を取得して、住宅を建築するための転用であります。申請地は、市立湯沢西小学校から■■■■■へ約■■■km、市立湯沢南中学校から■■■■■へ約■■■km に位置し、東側は畑、西側は宅地、南側は道路、北側は水路に隣接しております。 農地区分は、都市計画区域・第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地であると判断しました。 事業計画は、造成等の工事は行わず、住宅■■■m²、カーポート■■■m²、雪寄せ場等■■■m²を整備するものです。事業費は、用地取得費■■■■■円、建物建設経費■■■■■円、測量登記経費■■■■■円、搬入費等諸経費■■■■■円、計■■■■■円で、資金計画は全額借入資金となっており、金融機関の事前審査結果の書類により確認しております。 被害防除計画は、周辺の農地及び隣接地に大きな支障を及ぼす可能性がないことから特に防除措置は行わず、汚水・生活雑排水は公共下水道に接続し、雨水は自然流下により処理するものです。 許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。説明は以上です。
議	長	ここで、現地確認結果について、4番 川崎 秀悦 委員から報告願います。
議	長	(4番 川崎 秀悦 委員、挙手) 4番 川崎 秀悦 委員。
4	番	議案第29号の現地確認について報告いたします。 8月27日、5番 水戸 義昭 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。 報告は以上です。
議	長	説明及び報告が終わりました。議案第29号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。

議 長	(質問なしの声あり) 質問なしの声がありますので、議案第29号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第29号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。
議 長	これを持ちまして、本日の議案は全て終了いたしました。 (午前10時14分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和6年9月10日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 11番 麻生 良子 

署名委員 13番 加藤 エリ子 